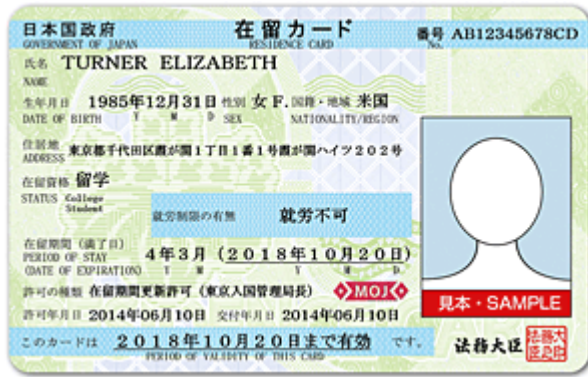


# 在留カード



- 在留カードには、顔写真、氏名、国籍・地域、生年月日、性別、在留資格、在留期間、就労の可否などの情報が記載されています。
- 在留カードは、新たに入国港に上陸を許可され、3ヶ月以上日本に滞在する外国人に発行されます。
- 成田空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港、広島空港、福岡空港を經由して入国した場合は、上陸許可手続き後、直ちに在留カードが交付されます。
- 来日時に空港で在留カードが交付されない場合は、入国管理局から区役所に登録した住所に郵送されます。手数料（郵送料）はかかりません。
- 在留カードが交付されるまでは、身分証明書としてパスポートまたはそのコピーを常に携帯する必要があります。
- 在留カードは日本で生活する間、常に携帯してください。
- 区役所で住民登録をする場合は、①パスポートと②在留カード（空港で発行されない場合は不要）が必要です。

もっと見る入国管理局

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/index.html>